

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年 8月29日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 2 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	海水熱交換器建屋中央ストームドレンサンプで、仮設排水ポンプを本設配管へ接続するための作業において、海水熱交換器建屋中央ストームドレンサンプ出口弁に、弁シート部漏えいが認められたため、当該弁を点検。	GⅢ	
2	その他	処理済み海水貯蔵タンク(仮設設備)No. 2の下部底板と側板の接合部において、わずかなにじみ(汚染無し)が認められたことから、当該部分を点検・修理。	GⅢ	